

平成 23 年度 2次評価（基本施策評価）シート

基本施策名	28	緑化を進め、公園や緑地を整備する	評価責任者 (基本施策主管課長)	都市計画課長 清水 仁敏
-------	----	------------------	---------------------	-----------------

基本施策の現状分析及び意図

基本施策の体系	基本目標 改 策	快適 自然と調和し、秩序のあるまちづくり
① 市民意識調査結果		②左記結果に対する現状分析・市民との協議結果 市民意識調査によると、必要性は平均より低いが、満足度は平均より高いということがわかる。意識調査の内訳を見ると、まちにたくさん緑があるとしながらも、緑化を進め、身近な公園や緑地の整備を求める意見が大半を占めている。
③ 基本施策の現状と課題	①市内には27箇所(緑地含む)の都市公園があり開設面積の合計は82.13haで、住民一人当たりの都市公園の敷地面積は8.2㎡であるが、都市計画法施行令にある標準面積10㎡を満たしていない。 ②市街地と考えられる人口集中地区(DID地区)内には2箇所の都市公園があり、開設の合計面積は13.1haで住民一人当たりの都市公園の敷地面積は5.7㎡と標準面積の5㎡を上回っているが、身近な街区公園や広場がなく、市民緑地の増設や広場の確保が必要である。 ③都市の緑化を進める上で、新たに公園や広場を確保することも大切だが、公共施設や住宅団地などにある住民の身近にある緑地・樹木の手入れを行き届かせ、緑の保全に努めることも必要である。 ④スポーツの多様化とともに、生活のゆとりと潤いを求める施行が増す中、子供から老人まで幅広く楽しめるレクリエーションの場が必要となっている。 ⑤公園や広場は、災害時における避難場所として、また、災害救援物資の輸送拠点等としての機能を有することから、市街地を含めた周辺地域での確保が必要である。 ⑥既存の公園を快適・安全に利用できるよう公園施設の適正な維持管理が必要である。	
④ 基本施策の意図、今後の展望	市民生活に潤いをもたらす身近な広場として誰もが利用しやすい公園として整備するとともに、身近な緑化を図る。また、スポーツの多様化に対応した場の確保にあわせ、災害時における防災拠点となる公園を整備する。そのため、 ①公園施設のバリアフリー化を進める。 ②快適・安全に利用できるよう公園施設の適正な維持管理を行う。 ③都市計画決定した都市公園の整備を進める。 ④身近な緑化を推進するため、樹木への親しみを深め、市民ぐるみで緑化を進める講習会等を開催する。 ⑤市街地におけるポケットパーク整備等や市民緑地の設置を進める。	

⑥基本施策構成事務事業の評価

担当課	I D	事業名	改善余地の有無	事業費(人件費込、単位:千円)			優先順位	
				H22 決算額	H23 予算額	H24 所要額		
1	産業建設部都市計画課	717	緑化推進経費(庭木の整枝・剪定講習会)	有	769	789	789	3
2	産業建設部都市計画課	718	都市公園安全・安心対策総合支援事業	無	84,478	37,900	38,100	2
3	産業建設部都市計画課	719	しらさぎ運動公園整備事業	無	60,546	89,600	626,800	1
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
(以下 続紙)								
事業費 合計					145,793	128,289	665,689	

⑦ ⑥以外で、目標達成に必要な事業

事業名	事業主体	事業内容等
コミュニティ助成事業(市民緑地整備)	住民自治協議会または自治会等	園路、広場、便所、水飲み場等の整備

⑧ 基本施策の現状分析に基づく改革案の説明

評価視点	評価コメント
1 基本施策指標の分析	都市計画決定された公園整備を行うため、しらさぎ運動公園整備事業について平成18年度から制度事業を導入しているが、平成22年度における事業進捗率は目標の2.7%であり、目標どおり完成・供用開始できるような事業を進めていく。既設公園の修繕や改修等の整備の事業進捗率も制度事業の導入により、22年度は目標を大きく上回っており、順次整備を進めるものとする。庭木の整枝・剪定の参加者については微増であり、身近な緑化の推進のため引き続き広報等により参加人数の確保に努める必要がある。
2 事業構成の適当性(手段として最適か?)	身近な広場として街区公園などを設けることは財政の厳しい折に難しく、また、市民緑地についても制度の普及が進まない現状から、団地等の身近な樹木に関心を深め、手入れを進め緑化を促めるという点で講習会の開催は有効である。また、誰もが利用し易く、安全・安心な公園のための施設の維持管理や公園施設の整備は、ゆとりと潤いある市民生活を確保する上で欠くことのできないものである。
3 役割分担の妥当性	都市公園法施行令で住民一人当たりの公園面積の標準が定められており、その標準に近づけることは市の事業として実施すべきものである。また、都市緑化を進める上で、市民が身近な樹木に関心を深め、手入れすることで緑化を進めるとい観点から、そのきっかけとなる講習会を市が開催することは妥当である。
4 総合評価(今後の展開、事業の見直し等)	平成27年度の目標値を達成するため、都市公園(開設)面積及び施設の整備の事業進捗率については、引き続き制度事業の計画通りに実施する。庭木の整枝・剪定講習会の開催については、今年度において開催時期や場所等を検討し、目標人数に近づけるよう努める。市民緑地については、市街化区域内の遊休土地の問い合わせなどの際に、制度の活用について説明するなど、制度普及に向けた取り組みについて年度内に検討する。

⑤基本施策指標の検討・設定

現況の課題、意図、今後の展望のキーワード	考えられる基本施策指標候補	優先順位
緑化の推進	庭木の整枝・剪定講習会への参加者数	3
安全・安心対策と都市計画公園の整備	整備に係る事業の進捗率	2
市民緑地の設置	市民緑地の設置数	4
都市計画決定された公園の整備	都市公園(開設)面積	1

基本施策指標名	単 位	過年度実績		評価年度 目標値			ベンチマーク	指標の説明
		H21	H22	H23	H25	H27		
1 都市公園(開設)面積	目 標	ha	82.1	83	83	83	88.7	都市公園として開設(供用開始)した面積
	実 績	ha	82.1	82.1				
	達成率	%	100.0	98.9				
2 整備に係る事業の進捗率	目 標	%	1	25	60	78	90	都市公園施設の修繕・改修の実施済事業費/全体事業費
	実 績	%	1	45				
	達成率	%	100.0	180.0				
3 庭木の整枝・剪定講習会への参加者数	目 標	人	70	70	70	70	70	
	実 績	人	52	55				
	達成率	%	74.3	78.6				
4 市民緑地の設置数	目 標	箇所	5	5	4	4	4	
	実 績	箇所	3	3				
	達成率	%	60.0	60.0				